

## 補助対象経費参考表（主に感染症対策に要するもの）

別紙

補助対象経費		
目的	例	備考（ガイドライン記載内容等）
宿泊客、従業員の体温測定、健康チェック、健康管理に関するもの	非接触式体温計	従業員の毎日の体温測定
	体温計	
	サーモグラフィ	発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認
	従業員用フェイスシールド 従業員用マスク（10回程度以上使用可能なもの）	マスクの着用
消毒に関するもの	アルコール自動噴霧器（非接触式）	入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
	次亜塩素酸水生成器	不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底
	オゾン発生器	宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る
チェックイン・チェックアウト時の対策に関するもの	アクリル板	フロントデスクはアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
	透明ビニールカーテン	
	モバイルプリチェックインの導入	モバイルによるプリチェックインの導入
	宿泊カードのオンライン化の導入	宿泊カードのオンライン化
	動画による館内説明の導入（動画制作に要する費用）	従業員による説明ではなく、動画の紹介を導入
	キーレスシステムの導入	モバイル端末によるキーレスシステムの導入
	キャッシュレス決済の導入	カード決済による非対面チェックアウト手続き
	非接触チェックインシステムの導入	非接触チェックインシステムの導入による接觸機会の削減
換気対策	空調設備（高効率換気機能）の導入又は強化	施設及び客室の換気
	エアコン（外気換気、空気清浄又は除菌機能があるものに限る）	
	空気清浄機	
	換気のための網戸設置	
	CO2測定器	
	サーキュレーター	
トイレ対策	トイレの改修（自動開閉蓋、自動洗浄の導入 等）	トイレの感染症対策（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）
食事処等の対策	食堂間仕切りのタペストリー	食事処・レストラン等多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
	食事の客室提供への変更のための運搬カート	
	アクリル板付特注デスクテーブル	
	パーテーション設置	
	客席の間隔を広げるため（3密回避）の改修工事（増築・新築を除く）	
	ビュッフェ形式廃止に伴う食器等の購入（使い捨てを除く）	
	横並び着席（3密回避）のための机・椅子の購入	
浴室対策	3密回避のための脱衣所のレイアウト変更	大浴場等多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
	浴室の混雑具合を感知するシステムの導入	
	貸切風呂、家族風呂等への改修、部屋風呂の設置	
館内、間取り等対策	3密を回避するために行う、客室の改修等	客室の感染症対策
バス対策	バス車内のビニールシートによる間仕切り設置	運転席と後部座席の間にビニールシート等で仕切りを設置
その他	抗菌素材の床、壁紙等への張替え	客室の感染症対策
	抗菌畳の導入	
	ドアノブ、手すり等高頻度接触部位の抗菌コーティング	高頻度接触部位の感染症対策
	非接触型設備（タッチレス水栓、自動ドア等）の導入	
	スリッパ等滅菌設備の導入	使用したスリッパはすべて洗濯・消毒済みのものと交換
	使用済みタオル、マスク等を密閉保存するための容器	回収後に人が触れないように密閉保管

消耗品	使い捨てマスク（紙製、不織布製 等）	マスクの着用、咳エチケットの徹底
	消毒液用ハンドボトル（消毒液入、空のものをともに含む）	入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
	次亜塩素酸水	不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底
	詰め替え用消毒液	入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
	使い捨て箸、スプーン	手や口が触れるようなものは、使い捨てにするなど特段の対応を図る
	使い捨てスリッパ	館内用スリッパは使い捨てに使える又は消毒を徹底
	ビニール手袋	直接手が触れるようなものは、使い捨てにするなど特段の対応を図る
リース	上記項目に記載の感染対策に必要な物品等のリース	

補助対象外経費		
目的	例	対象外となる理由
消耗品	感染対策に関連の無い消耗品	コロナ対策用の物品としての証明が困難
物品	動画上映用のディスプレイ	コロナ対策用の物品・備品としての証明が困難
	通常のエアコン	
	空気清浄機能付きの〇〇（加湿器、除湿器など）	
	清掃用具	
	密を避けるための送迎バスの購入	
	カードキー、暗証番号キーの導入	
	家具、物品の抗菌化	
	空間噴霧用の消毒剤（空間除菌用の設備）	
工事	設備の老朽化に伴う改修	コロナ対策目的であることの証明が困難
固定資産	新築、増築等固定資産の増	コロナ対策を目的とした工事である証明が困難
固定費	物品等の導入による光熱水費の増	コロナ対策分の経費を明確に区分できない
	3密回避による業務増に伴う人件費の増	
その他	現存する物品の処分費、諸経費等	コロナ対策目的であることの証明が困難

注：一覧表に記載されたものはあくまで（例示）であり、具体的な対策の内容や効果により対象となる場合や対象外となる場合があります。